

京 都 大 学 安 全 衛 生 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(衛生管理者)</p> <p>第11条 本学に、<u>安衛法第12条又は第12条の2</u>に定めるところにより、前条各号の業務のうち、次の各号に掲げる事項を管理させるため、事業場ごとに衛生管理者を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 教職員の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること。</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2 衛生管理者は当該事業場に所属する教職員で、都道府県労働局長の免許を受けた者又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第10条の資格を有する者のうちから総長が、各事業場における部局ごとに選任し、その数は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(学校医)</p> <p>第16条 本学に、本学の保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事させるため、学校医を置く。</p> <p>2 学校医は、環境安全保健機構の教員をもって充てる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事業場委員会の構成)</p> <p>第21条 事業場委員会は、当該事業場に所属する次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総括安全衛生管理者</p> <p>(2) 衛生管理者 若干名</p> <p>(3) 産業医 若干名</p> <p>(4) 部局の安全衛生管理担当者 若干名</p> <p>(5) 安全衛生に関し知識及び経験を有する者のうちから総長が指名した者 若干名</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(委員長の選任)</p> <p>第22条 事業場委員会に委員長を置き、<u>委員の互選によって定める</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(健康診断の種類)</p> <p>第33条 本学は、教職員等の健康を管理するため、次の各号に掲げる健康診断を行う。</p> <p>(1) <u>雇入時健康診断</u></p>	<p>(衛生管理者)</p> <p>第11条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) }</p> <p>(6) 教職員の負傷及び疾病並びにそれらによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること。</p> <p>(7)・(8) (同 左)</p> <p>2 衛生管理者は当該事業場に所属する教職員で、都道府県労働局長の免許を受けた<u>もの</u>又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第10条の資格を有する<u>もの</u>のうちから総長が、各事業場における部局ごとに選任し、その数は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(学校医)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>2 学校医は、<u>学生総合支援機構及び環境安全保健機構</u>の教員をもって充てる。</p> <p>(事業場委員会の構成)</p> <p>第21条 (同 左)</p> <p>(1) 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから総長が指名した者</p> <p>(2) 衛生管理者</p> <p>(3) 産業医</p> <p>(4) 部局の安全衛生管理担当者</p> <p>(5) 安全衛生に関し知識及び経験を有する者のうちから総長が指名した者</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>(委員長の選任)</p> <p>第22条 事業場委員会に委員長を置き、<u>前条第1項第1号の委員をもって充てる</u>。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(健康診断の種類)</p> <p>第33条 (同 左)</p> <p>(1) <u>一般健康診断</u></p>

<p>(2) <u>一般定期健康診断</u></p> <p>(3) <u>特定業務従事者の健康診断</u></p> <p>(4) <u>海外派遣教職員の健康診断</u></p> <p>(5) <u>学生の健康診断</u></p> <p>2 <u>前項第1号の健康診断は、常時雇用する教職員として採用されたときに行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号の健康診断は、1年以内ごとに1回、常時雇用する教職員に対して定期的に行うものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項第3号の健康診断は、教職員が衛生上有害な業務に従事するとき行うものとする。</u></p> <p>5 <u>第1項第4号の健康診断は、教職員が海外派遣研修等で、6月以上の海外生活を予定して出張するとき又は6月以上の海外生活を終了して帰国したときに行うものとする。</u></p> <p>6・7 (略) (後略)</p>	<p>(2) <u>特殊健康診断</u></p> <p>(3) <u>じん肺健康診断</u></p> <p>(4) <u>歯科医師による健康診断</u></p> <p>(5) (同左)</p> <p>2 <u>前項第1号の健康診断の種類、対象となる教職員及び実施時期は、安衛則第43条から第47条までその他関係法令に定めるとおりとする。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号の健康診断の対象となる教職員及び実施時期は、安衛法第66条第2項、第3項その他関係法令に定めるとおりとする。</u></p> <p>4 <u>第1項第3号の健康診断の対象となる教職員及び実施時期は、じん肺法(昭和35年法律第30号)第3条、第7条から第9条の2までその他関係法令に定めるとおりとする。</u></p> <p>5 <u>第1項第4号の健康診断の対象となる教職員及び実施時期は、安衛則第48条その他関係法令に定めるとおりとする。</u></p> <p>6・7 (同左)</p> <p>附則(令和4年達示第103号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
---	--